

令和5年度権限移譲フォーラムの結果について

1 令和5年度 権限移譲フォーラムについて

- (1) 開催日 令和5(2023)年12月11日(月)
- (2) 会場 栃木県庁下都賀庁舎本館中会議室
- (3) 趣旨 栃木県権限移譲基本方針に基づき、移譲事務に係る理解促進、権限移譲による効果及び移譲前後の課題等に係る情報交換・相互理解など、県・市町間の連携強化を図るため「権限移譲対象事務意見交換会」(権限移譲フォーラム)を開催するもの。今回は農地転用の許可等に関する事務について、下都賀・河内農業振興事務所管内の関係機関が一同に介して意見交換を実施した。

2 対象事務

権限移譲基本方針における移譲対象事務となっている「8 農地法」、「9 租税特別措置法」及び「10 農業振興地域の整備に関する法律」について。事務内容については以下のとおりである。

8 農地法	<ul style="list-style-type: none">・農地転用の許可(4ヘクタール以下)・国又は都道府県の農地転用に係る協議及び農業委員会への意見聴取(4ヘクタール以下)・農地等の転用のための権利移動等の許可(4ヘクタール以下)・国又は都道府県の農地等の転用のための権利移動等の許可及び農業委員会への意見聴取(4ヘクタール以下)・農地等の賃貸借の解約の許可及び栃木県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取・立入調査等、農業委員会又は栃木県農業委員会ネットワーク機構からの土地の状況等の報告の徴収、違反転用に対する処分、現状回復等の措置等
9 租税特別措置法	<ul style="list-style-type: none">・生前贈与による贈与税の納税猶予が行われた農地等に対して農地転用許可等があったことを知った場合の所轄税務署長への通知、及び当該通知の事務に関する所轄税務署長からの通知の受理・相続人が農業を継続する場合の相続税の納税猶予が行われた農地等に対して農地転用許可等があったことを知った場合の所轄税務署長への通知、及び当該通知の事務に関する所轄税務署長からの通知の受理
10 農業振興地域の整備に関する	<ul style="list-style-type: none">・農用地区域内における開発行為に係る許可及び国等との協議・農用地区域内における違反開発行為に対する監督処分・農用地区域以外での開発行為に対する勧告

3 参加者

- (1) 栃木県
行政改革 I C T 推進課(権限移譲担当)、 農政課(移譲事務所管)、河内農業振興事務所、下都賀農業振興事務所(事務担当者)
- (2) 市町
栃木市、下野市、上三川町、壬生町、野木町(権限移譲担当課・農業委員会事務局等)

4 内容

(議題)

- (1) 事務処理特例制度による市町への権限移譲について(県行政改革 I C T 推進課)
- (2) 「農地転用許可等に関する事務」移譲の経過と現状及び「農地転用許可等に関する事務」の内容について(県農政課)

(内容)

- (1) 移譲後の状況や課題について(栃木市・下野市・壬生町)
- (2) 現在の課題や意見等(野木町・上三川町)
- (3) その他(質疑応答・自由意見交換など)



5 結果

当日は当該事務についての説明及び意見交換が行われた。
意見交換の内容を踏まえ、県・市町間で対象事務の移譲への課題が共有された。

(参加市町の意見等)

- ・権限移譲を受けた市町の状況等を直接お伺いすることができ有意義であった。
- ・人員体制の問題から移譲を受けることが難しい。
- ・移譲済みの市町に対する未移譲の市町からの質問事項や、説明してほしい事項などの事前提示があるとよい。